

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成26年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成26年1月9日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

第2次世田谷区立図書館ビジョン策定支援業務委託

(2) 業務内容

世田谷区教育委員会では、平成22年3月に策定された「世田谷区立図書館ビジョン」において「知と学びと文化の情報拠点」を図書館運営の基本理念と定め、その実現に向けて「第1期及び第2期行動計画」をもとに事業を展開してきている。

平成25年度中に、第2次世田谷区教育ビジョンが策定され「文化の創造と知のネットワークづくり」として図書館の充実が求められるため、世田谷区立図書館ビジョンにおいても平成26年度に見直しを行い、第2次世田谷区立図書館ビジョン及び第1期行動計画（以下「新図書館ビジョン」という。）の検討、策定を行う。

本業務は、新図書館ビジョンの検討、策定に係る、世田谷の特性に合った図書館のあり方の検討支援や、国・都・他都市の図書館行政の動向や海外の図書館トレンド等の情報収集、整理・分析など、新図書館ビジョン策定の取り組みに係る支援業務の委託を行うものである。

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。また同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 過去に類似の行政計画策定支援業務を受託した実績があること。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4. 事業者を特定するための評価項目

(1) 実施体制に関する事項

- ・業務責任者等の実績及び経歴等
- ・配置人員、役割、区との連絡体制

(2) 類似する業務の実績

(3) 業務の実施方針

- ・関連資料を活用した、世田谷区の図書館に関する課題の整理、分析能力
- ・世田谷区立図書館ビジョン等関連計画の認識・理解状況
- ・世田谷の特性にあった図書館のあり方の検討
- ・策定委員会等の運営支援能力

(4) 見積金額及び内容の妥当性

5. 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき選定委員会にて審査し選定する。

6. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局 中央図書館 事務調整

〒154-8790 世田谷区弦巻3-16-8 世田谷区立中央図書館 地下1階

電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成26年1月9日（木）から1月22日（水）まで

（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

交付場所及び方法：区ホームページからダウンロード又は（1）の窓口で配布
HP 暮らしのガイド／楽しむ・学ぶ／生涯学習・講座・講演会／図書館の使い方

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成26年1月22日（水）午後5時まで

提出場所：（1）の担当所管課

提出方法：持参、郵送又はファクシミリ送信（ただし、郵送又はファクシミリの未着事故の責は負いません。）

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成26年2月20日（木）午後5時まで

提出場所：（1）の担当所管課

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。）

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
担当所管課、区ホームページ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。